昭和61年度 特別会計決算見込み

八月号で一般会計の決算見込みをお知らせしましたが、当村では一般会計のほかに、下水道、国民健康保険、老人保健、農業共済の各事業が特別会計制度、水道が企業会計制度になっています。これら特別会計の決算見込みについて、それぞれお知らせします。（水道事業会計は次号でお知らせします。）

国民健康保険 特別会計
三、二二三万円繰越

昭和六十一年度は、医療技術の進歩に伴い入院の日数件数が増加し、それにより医療費も急増しました。

入院日数では、月平均で百四十日以上も増加しているため、保険者負担額と高額療養費に大きくはね返り、医療費は二億八千六百九十万円（前年度比十四・九％増）と大幅な伸びとなりました。

八月号にも掲載したとおり日頃から健康づくりに努め、病気の早期発見や上手な受診で、医療費の節約に心掛けることが望まれています。

老人保健 特別会計
二五〇万円繰越

昭和六十一年度は、対象の老人の数が十七人増えて八百六十七人となり、医療の件数も千百四十二件（前年度比六・八％増）となりました。

しかし、前年度に比べ長期入院する方の件数が十三％減の四百十八件に減少したため、医療費は二億九千九百六十九万円となり、前年度より四・五％の約千四百十五万円減りました。

今後とも、医療費を抑制するため、自らの健康管理に努めるとともに、効率的な受診方法が望まれています。

農業共済事業 特別会計
五、九四五万円繰越

農作物共済勘定では、幸いに被害もなく事業運営は順調に行われ、四千四十三万円を繰り越しました。

家畜共済勘定では、掛金の料率改訂等により家畜診療所に不足が生じ、業務勘定から百四十二万円を繰り入れざるを得ませんでした。

果樹共済勘定では、病害による被害があり、八万円あまりの共済金の支払いがありました。

業務勘定では、共同防除を年四回、延べ三、九七七㌶実施し、病害虫の発生を防ぐことができました。

下水道事業 特別会計
六〇万円繰越

昭和六十一年事業は、幹線管渠一、二三九㍍、枝線管渠九〇九㍍を施行し、面積で五㌶、人口で約二百人を新たに供用を開始することができました。（三月末整備状況については八頁参照）

国民健康保険特別会計

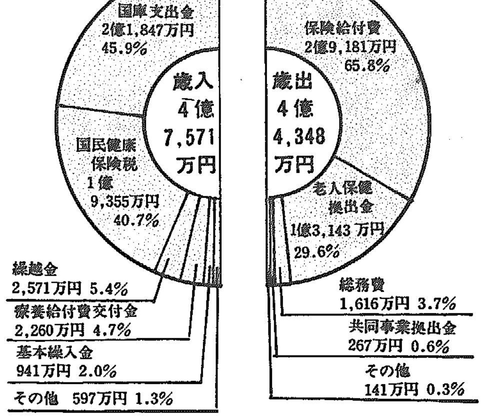

老人保健特別会計

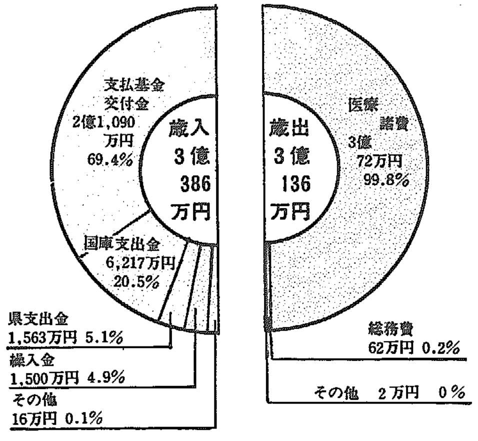

下水道事業特別会計

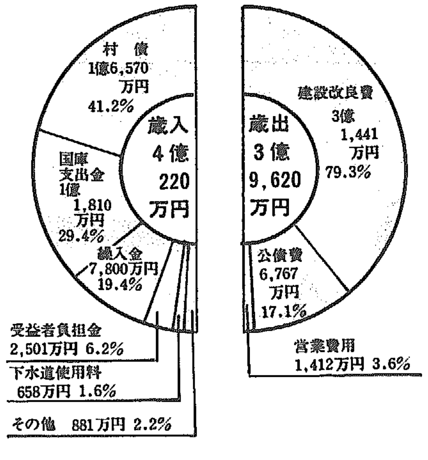

農業共済事業特別会計

（単位：万円）

	歳入		歳出	
	項目	金額	項目	金額
農作物共済勘定	共済掛金及び交付金 保険金 連合会特別交付金 繰越金 合計	630 24 39 3,571 4,264	保険料 共済金 無事もどし金 合計	0 25 195 220
家畜共済勘定	共済掛金 保険金 診療収入 諸収入 繰入金 繰越金 合計	639 640 251 97 142 520 2,289	保険料 共済金 診療所費 繰出金 合計	119 554 1,108 50 1,831
果樹共済勘定	共済掛金 保険金 繰越金 合計	174 7 173 354	保険料 共済金 合計	139 8 147
業務勘定	賦課金 県支出金 分担金及び負担金 繰入金 諸収入 繰越金 合計	266 1,109 4,847 250 517 1,224 8,213	総務費 業務費 連合会支出金 繰出金 合計	1,819 4,968 48 142 6,977
	歳入合計	15,120	歳出合計	9,175

風雪に耐えた老庁舎 取り壊し始める

——跡地は宅地分譲予定——

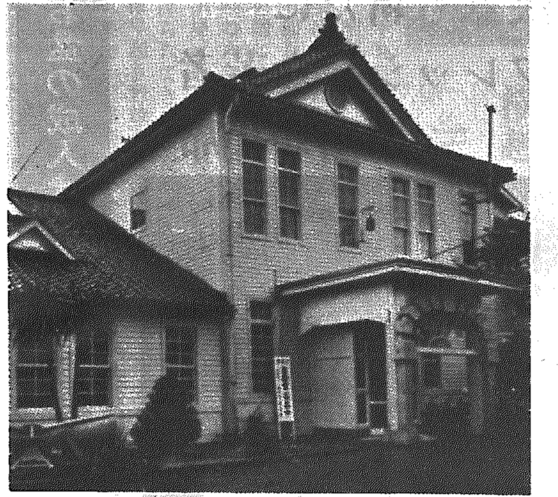

在りし日の威風堂々とした旧役場庁舎

稲穂がゆれる横越郷にひときわ目立つモダンなゴシック風建築で、威風堂々として村民から親しまれてきた旧役場庁舎も、五十余年にわたる行政執行の殿堂として風雪に耐えながら村の発展に多くの歴史を刻みこんできた館でしたが、昭和六十年には新庁舎にその役を譲り、更に、威丈な姿をも消すことになりました。本当に長い間ご苦労さまでした。

昭和八年七月に竣工したこの旧役場庁舎は、当時新潟県庁も新しい庁舎を建てるため、旧県庁を取り壊していた県庁農林部の建物の一部を移したものです。当時の庁舎の大きさは、一階が二七〇・六平方㍍、二階が一五〇・一五平方㍍の当時としては明治時代の代表的建築物のモダンなゴシック建築で、当時の村民は驚きのまなざしでこのハイカラの建物を眺めながら、村の発展を夢みたものと思います。

しかし歳月も五十四年も経過するに村の行政業務も比較にならない程大巾に伸びたため執務スペースが狭まく業務に差しつかえるようになり、また、建物も老朽化著しく使用に耐えないまでに至ったため新庁舎を新田郷に新築して昭和六十年四月にはその任務を新しい庁舎に譲っていました。その後村民から、なんとか新しい余世の道がないかとの声もあり、技術面や財政面から検討が加えられてきました。専門家の鑑定や県への打診など総合的判断から再生への道は断念し、このままの状態では美観を損うだけでなく、災害などの心配もあるため、今後村の新規事業の財源対策に役立てたいとし、このたび旧庁舎を取り壊すことになり、お盆過ぎの二十四日からその作業にかかりました。

取り壊し後の跡地利用の具体的計画については、宅地に分譲する予定で、現在は測量と設計を進めているところです。

特別養護老人ホーム「かんばらの里」職員採用試験の案内

▽**採用職種**　事務員(男)(女)各一名・生活指導員(男)一名・看護婦、准看護婦(女)三名・栄養士(女)一名・寮母、寮父(男)七名、(女)十七名・介助員(男)一名・調理員(男)一名、(女)三名

▽**受験資格**　計画関係市町村（三市中東蒲原地区及び田上町）に住所または本籍を有し、かつ通勤可能な者

▽**受付期間**　10月1日㈭から10月9日㈮まで

※　採用試験案内及び受験申し込み用紙、また詳しいことは、役場保健福祉課にお問い合わせください。

——作業停電——

9月11日（金）
午前9時～11時30分
横越下　一部

9月25日（金）
午前9時～11時30分
木津　一部

忘れかけた成人式

八月十五日恒例により本村でも八十七名の成人式を挙行し、村長始め多数の来賓の御臨席をいただき、その前途を祝福した。

出席した人、出来なかった人も、それぞれ将来の夢を抱き、希望に燃えている事でしょう。

二十歳になった意義は云うまでもなく、選挙権を得て政治に参加し、法律の上でも一人前の社会人として認められ、権利と義務を与えられると同時に、独立した個人として責任ある行動を期待される訳である。論語にも「吾十有五にして学に志す」としるされており、この時期に元服したもので、今日では中学三年生に当たる。元服は大人の仲間に加わる事を意味しており、この事を本人に自覚させる事が第一であり、大人も子供に対して「今後は一人前の大人として取り扱うぞ」と明確にさせる儀式で今の成人式とある意味で同じと思う。

今の若者を新人類と呼び、礼儀を知らない利己主義な者が多いと云う人がおるが、新成人に対して私はそうは思いたくない。昭和四十一年に生れ、二十年間を振り返えると、時代の移り変りは目まぐるしく、科学や文化の急激な向上には目を見張るものがあるが、それなりに生き、これからも社会人としての基本的な教養を身につけ、物事を冷静に正しく判断し、常に自分の行動に責任を持ち、愛と誠実と奉仕の気持を忘れずに、自分なりの生命観、社会観を持って二十一世紀に向って本村発展の原動力になってくれる事を期待している。

自分の成人式を省みて「大人としての自覚を本当に持っただろうか？」そして、「現在どうであろうか？」と自問する時、はなはだこころもとない思いがする。自分でしっかりやっていると何となく思っておる様ではあるけれども、問いつめてみると「イマイチ」と答えざるをえない所がある様に思うのは私だけの事かも知れない。多忙にまぎれ、若き日の志を忘れてしまっていて、忘れてしまった事にさえ気がつかずに毎日を送っていると云う事はないだろうか。本当に志を立てただろうか？。それとも初心を忘れてしまったのか？と思う時、初心を忘れてしまったのであれば、これを機会に思い出せば良いし、志を立ててなかったら、もう一度真剣に考えなければならない。三十歳であろうが、四十歳であろうが、五十歳であろうが、思い立ったら吉日である。自分はこの様な人生を送りたいと思ったら、一度良く自分に問いかければ必ず答が出る筈だ。そして、その志を早速立てて、その達成に努力する事も人生の楽しみが又一つ増える事にはならないだろうか。

（山﨑）